

総務文教常任委員会会議録

(令和5年12月11日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会総務文教常任委員会会議録

本日の会議 令和5年12月11日(月)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	石川秀夫	副委員長	池田栄次
委員	金繁典子	委員	佐々木史仁
委員	中野光博	委員	那須芳人
委員	吉村直城		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
局長補佐	藤本吉信		

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 陳情審査

□陳情第7号

学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情について

(2) その他

開会 10時00分

閉会 10時35分

○池田副委員長 皆さんおはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開催いたします。委員長、挨拶をお願いします。

○石川委員長 皆さん、おはようございます。

今日はあいにくの雨で、ちょっと温かいかなという気がしていますが、また、来週から寒波が来て寒くなるような予定であります。お身体には十分気をつけていただきたいなというふうに思います。

それと、もう皆さんも御存知のように、大谷選手がドジャースに10年契約で7億ドルという、1,014億円ですか、いう契約をされて今後のメジャーの試合も楽しみだなというふうに思います。その中で、大谷選手が10年、年報にしたら100億円超えるんですけども、10年を越えてでも年報を下げて契約期間を延ばして支払いしてもらってもいいというような余裕のあるような、野球界、ドジャースのことを考えてそういう発言をされとるということもお聞きしています。

早速ですが、本日の出席委員は、全員出席であります。

ただいまより、陳情第7号、学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情についての審査を始めます。

陳情は請願と違いまして、紹介議員がなく説明者がおりませんので、質疑応答はありません。陳情によって進めていきたいと思えます。

陳情にお目通しいただいていることと思えますので、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思います。

陳情書はお目通しをいただいていると思えますので、内容はですね、学校給食を無償化する意見書を提出願いたいという趣旨の陳情になっております。

早速ですが、金繁委員から、意見を。

○金繁委員 私はこの学校給食の無償化を求める陳情について、国の責任で無償化するべきだという点は賛成します。愛南町の場合、既に無償化になっていて、令和9年度までですかね、無償化決まっているんですけども、その後のことはまだ決まっていない。財政状況にもよると思えますし、一刻も早く一日も早く国の負担で給食の無償化が実現されることを私も望みます。ですので、無償化にするという点では賛成です。

○石川委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 私も同じような考えです。今までは町の負担で給食を出してたわけなんですけど、この陳情をすることによって国から補助じゃなくても全額負担してもらおうような意見書を出せばいいんじゃないかなと思えます。

○石川委員長 ありがとうございます。中野委員。

○中野委員 同じ意見で、みんなと同じでいいと思えます。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員 よろしいですよ。

○石川委員長 よろしいというのは。

○那須委員 ・・・・

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 はい、・・・です。ただ、1点あれなんですけど、これ、・・・、

○石川委員長 マイクをお願いします。

○吉村委員 議長会の動きはどうなってるかな。県の。大体足並み揃えて。

○石川委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 まだ議長会のほうでは足並みを揃えてのあれは、議論はしてないです。

○吉村委員 それはあれで、右へ倣えていいです。

○石川委員長 副委員長。

○池田副委員長 趣旨としては分かります。いいと思います。ただ、今国として子供の未来戦略方針とかで文科省も前向きに調査しておりますので、そして恒久財源を決めていかないけんとか、いろいろ国の動向をちょっと見守りながら慎重に検討したほうがいいんじゃないかと思いません。

それとあと、この趣旨の中で憲法に触れておりますが、これはあの町としてちょっと慎重に考えんといけん、検討せんといけんのやないかと思いません。

以上です。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 質問なんですけど。今の池田副委員長の憲法を持ち出すのはどうかと疑問を呈されたんですけど、その理由は何なんですか。

○石川委員長 池田委員。

○池田副委員長 町として、もうちょっと慎重に考えたほうがいい、検討したほうがいい、皆さんの意見を聞いたほうがいいんじゃないかと思いません。

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 それはまた意見書の中のことやないの、今の憲法どうのこうのいうのは。意見書の中にうたい込んどるけん、それに対していうことやろ。それは意見書の中であれしたほうが、今は前段のことしよるんやろ、陳情だけやろ。

○石川委員長 それでは意見も出尽くしたので、ほぼほぼ皆さん同意していただい、採択ということだと思いますが、採決をしたいと思いません。この無償化を求める陳情について採択。
金繁委員。

○金繁委員 すみません。今、吉村委員がおっしゃったように、この中身の文章がこのままでいいかっていうのは、後でやりますか。

○石川委員長 意見書はまた別にやりますから。

まずはこの陳情に対する趣旨を採択するかどうかと。意見書はあくまで愛南町の議会が提出、この委員会が提出するものなので、それは別に議論はさせていただきたいと思いません。

池田副委員長。

○池田副委員長 もう一つ、さっき県内の市町村の動向も、もう一回見極めた方がいいんじゃないかと思いません。

以上です。

○石川委員長 意見も出尽くしたようなので、この陳情について第7号の陳情について採決をしたいと思いません。

賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石川委員長 賛成多数です。陳情については採択させていただきます。

続きまして、意見書の件について審査をしていきたいと思うんですが。まず、内容について、先ほど、疑義が生じております下3行の憲法第26条2項ではというところが引っかかってきているんじゃないかと思いませんが、ここの部分を削除したらどうかなどは私は思うんですけど。3行全部じゃなくて、憲法第26条2項では義務教育はこれを無償とすると書かれておりという部分のみを私は削除したらいいんじゃないかなと。学校給食も義務教育の一環という捉え方もできるんですが、憲法を持ち出してどうのこうのということよりも、今、地方自治の財政の豊かなこと豊かでないこと、それによって、日本の児童、生徒が差があってはいけないかなというふうな思いもありまして、憲法よりも、そちらを優先すべきじゃないかなというふうと思うんですが。この内容についてちょっと皆さんで審議していただきたいと思いません。
金繁委員。

○金繁委員 確かに学校給食の無償まで義務教育の無償に入るかどうかというのは憲法上の論点で

はあると思うんですけども、私はむしろ今の日本の教育費の少なさと、それから諸外国先進国では、給食も高校まで無償というところも多いので、別に義務教育に限る必要もないという考え方です。そういう意味で、26条、この憲法の根拠は削除してもいいと思います。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員 私も3行の中の上の段は必要ないと思いますけれども、食育基本法はありますよね、珍しく法律として前文がある法律ですけど、知育、徳育に優先すると、食育というのは優先するんだということでわざわざ書かれておりますので、憲法まで持ち出さなくても、私は十分意味が通じると思いますし。提出先は衆参の議長宛ては必要ないんですかね、これは。いつもは、衆参議長宛てにも出すんですけど、つけて。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 宛先なんですけれども、これ八幡浜市、12月6日に議決、原案可決ということなんですけれども、提出先は衆参議長、それから内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣になっています。

○石川委員長 一番上が衆参議長宛てになつとるわけですか、その下が内閣総理大臣。

(発言する者あり)

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 両方というのは、その議会と、それから行政府、両方出していいんじゃないでしょうかね。

(発言する者あり)

○石川委員長 宛先です。

(発言する者あり)

○石川委員長 今、意見書の原案を審議していただいておりますが、下3行の一番上の憲法第26条2項では義務教育はこれを無償とすると書かれておるっていうのを、これを削除するという御意見でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○石川委員長 ほかに内容的に何かありましたら。

(「なし」と言う者あり)

○石川委員長 それでは、なければ、この宛先。先ほど一番上が衆参議長宛て。
金繁委員。

○金繁委員 一旦閉じられたんですけど、内容的にいいですかっていうことですけど、先ほど始まる前に言われてた事務局のほうが、何か情報を持っておられたら、ここで共有していただけたらと思うんですけど。ほかの議会の意見書の内容についての違いなど。

○石川委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 私がちょっとネット等で調べた関係では、この趣旨につきましては、いわゆる憲法第26条第2項で義務教育はこれを無償化すること部分を根拠として、国に対して、無償化を求めることにはなってるんですけども、他の自治体の例では、例えば、子育て支援であるとか、そういった部分を前面に押し出している自治体もあったように思います。

以上です。

○石川委員長 池田副委員長。

○池田副委員長 今事務局言われたように、子育て支援も国として、自治体として、トータル的に行われておるんで、そういう文言を入れたほうがより説得力があるんじゃないかと思います。それと、これはちょっと勉強不足なんで、例えば全協でその内容を諮って、この内容について議員全体の確認というのは、要らんですか。

(発言する者あり)

○池田副委員長 分かりました。

○石川委員長 本会議で、採決と質疑があると思う。そこでできると思います。

本多事務局長。

○本多事務局長 ちょっと休憩構いませんでしょうか。

○石川委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○石川委員長 休憩を解いて会議を再開したいと思います。

先ほど採択しました内容について、もう少し詳しく、この削除する文言について理由となるべき御意見をいただきたいと思います。

どなたか。

金繁委員と那須委員からは憲法第26条2項、憲法まで持ち出して意見書を作成する必要性はないんじゃないかという御意見をいただきましたが、ほかの委員。

金繁委員。

○金繁委員 私はその憲法を持ち出すまでもないという理由は、先ほど申しましたように、本来は給食の提供というのは、私は高校も含み無償で提供すればよいという考え方なので、義務教育に限る必要はないという意味でこの憲法26条2項を引用する必要はないと思います。昨今の物価高騰、子供の貧困化に鑑みると、当然、国が無償化をもう一日も早く実施すべき状況であるという社会状況も加えさせていただきます。

○石川委員長 ほかに意見ございますか。

池田副委員長。

○池田副委員長 さっきも申しましたとおり、国の方も文科省の方も今調査をして、各自治体の無償化されとる実情、実態調査して、問題点その他を明確にするというような方向で進んでおるので、国自体もそういう方向で動いているので、憲法を持ち出す必要はないと。また今、子育てトータルプランで、一方では子育てに対しても政策が進められておるところなので、憲法を持ち出す必要はないと思います。

以上です。

○石川委員長 それでは意見も出尽くしたようなので、この件についてはこれで締めたと思います。

先ほどから議論が続いております宛先について。まず一番上が衆参議長宛て、次に内閣総理大臣宛て、次に総務大臣、ここでは文部科学大臣と厚生労働大臣が入ってますが、どうでしょうか。一応内閣総理大臣までは決まったというような認識ではおるんですが。御意見ありましたら。

中野委員。

○中野委員 先ほどと一緒に、意見書の中にここを出してきてるんで、またこれを省くになると、またその辺り文言が、だから総務大臣含めてみんなに出しとったら、それは出し過ぎてこともないんじゃないかという気も、考え方も思うんで、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣も連ねたらどうでしょうか。ちょっと過ぎるんですかね。よく分かりませんが。

○石川委員長 ただいま中野委員から御意見いただきました。一番上が衆参議長宛て、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣という順番に御意見をいただきましたが、ほかの委員の皆さん、御意見ありましたら。

那須委員。

○那須委員 はい、それでよろしいです。

○石川委員長 それではそういう形で1、2、3、4、5、6になりますが、そういう形で、もう一回復唱しますと、衆参議長宛て、内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、文部科学大臣宛て、厚生労働大臣宛てという宛先でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○石川委員長 それでは、この陳情については、ほかに御意見がなければ、締めたいと思いますが、
金繁委員。

○金繁委員 すみません、今、最後の分、聞きそびれてしまったんですけど、衆参議長も入ってますよね。はい。立法府と行政府と両方、すみません、失礼しました。

○石川委員長 よろしいですか。
本多事務局長。

○本多事務局長 報告書を誰が書くのか、また発議者についても決定していただければと思います。

○石川委員長 発議者は委員長でよろしいですか。
いいですか。賛成議員は、先ほど挙手をいただいた委員全員ということでよろしいですか。
いいですか。

(発言する者あり)

○石川委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 一応全員ということでしたらですね、例えば発議ではなくて、委員会として出す
ということで、発委という方法もありますけども、そういった形でよろしいでしょうか。

○石川委員長 何て。

○本多事務局長 委員会として議案を提出するという意味で、発委です。

○石川委員長 事務局長から今御意見いただきましたけど、委員会として議案を出すという形によ
ろしいですか。

(発言する者あり)

○石川委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 今まで発委はしたことはないです。今までは全て発議ということで、賛成議員を
含めて発議者と2名で提出されておられました。

以上です。

○石川委員長 発議について、委員会発議にという御意見がありますが、その意見に賛成の方挙手
をお願いします。

(賛成者挙手)

○石川委員長 ありがとうございます。賛成多数で、委員会発議ということで。

(発言する者あり)

○石川委員長 委員会としては、でも発委をするという、今採決しましたので。賛成者は、1人で
いいんですか。

本多事務局長。

○本多事務局長 発委っていうことでしたら、賛成議員とかも要らないんで、もう委員長名で出す
ことになると思います。

以上です。

○石川委員長 それでいいですか。

先ほど委員会として発議するというので採決を採りまして、賛成多数になりましたので、
委員会発議という形で、委員長名で出させていただきますが、よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○石川委員長 それではこの第7号の陳情の件は、これで審査を終了。

報告書については委員長一任でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○石川委員長 それでは陳情7号の学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情につい
てはこれで締めたいと思います。

その他。来週、総務文教の所管事務調査、不登校の現状課題と今後の対応について調査研究、
12月21日午前10時から予定しております。

保健福祉課の担当、課長をお招きして御意見をいただきたいというふうに前回申しておりますので、そういう予定で皆様よろしくお願いたします。

(発言する者あり)

○石川委員長 12月21日、10時からです。木曜日です。

○池田副委員長 以上で委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

委員長